

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務及びスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を、知事の事務部局に移管することに伴う組織改正に係る規定について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- （1）文化財の保護に関する事務の知事部局移管に伴い、文化財・生涯学習課を生涯学習課に改め、文化財の保護に係る表記を削る。
- （2）スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）の知事部局移管に伴い、スポーツに係る標記を削る。
- （3）保健厚生課に学校における体育に関する事務を所管替えする組織改正に伴い、保健厚生課がつかさどる事務に学校体育に関する事務を加える。また、保健厚生課に置く職として、福利厚生幹を加える。
- （4）体育センターの廃止に伴い、体育センターに関する表記を削る。
- （5）文化財の保護に関する事務及びスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）の知事部局移管に伴い、長野県立美術館、長野県立歴史館、長野県営運動場、長野県山岳総合センター及び長野県立武道館に関する表記を削る。

3 施行期日

令和6年4月1日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月　　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　　号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

「
　　目次中 第2款 教育事務所（第14条—第17条）　　を
　　　　　第3款 体育センター（第17条の2・第17条の3）」

「第2款 教育事務所（第14条—第17条）　　」に、

「
　　第6節 少年自然の家（第30条・第31条）
　　第7節 美術館（第32条・第33条）
　　第8節 歴史館（第33条の2—第33条の4）　　を
　　第9節 運動場（第34条・第35条）
　　第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）
　　第11節 武道館（第38条・第39条）」

「第6節 少年自然の家（第30条—第39条）　　」に改める。

第2条中「文化財・生涯学習課」を「生涯学習課」に改め、「スポーツ課」を削る。

第3条中「課」を「課（生涯学習課を除く。）」に改める。

第8条第1号中「、保健厚生課及びスポーツ課」を「及び保健厚生課」に改める。

第10条の見出しを「（生涯学習課）」に改め、同条中「文化財・生涯学習課」を「生涯学習課」に改め、同条第3号中「（スポーツ課の所掌事務に属するものを除く。）」を削り、同条第5号中「、博物館」を削り、同条第10号から第12号までを削り、同条第13号を同条第10号とし、同条第14号中「、少年自然の家及び県立歴史館」を「及び少年自然の家」に改め、同号を同条第11号とし、同条第15号中「、生涯学習審議会、文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員」を「及び生涯学習審議会」に改め、同号を同条第12号とする。

第11条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「保健」を「保健、」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学校教育に関する専門的事項のうち体育（教科における保健を含む。）に関すること。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「及び長野県体育センター」を削る。

第17条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第3号を削る。

第2章第2節第3款を削る。

第18条中第5号から第9号までを削る。

第3章第7節から第11節までの節名を削る。

第32条から第39条までを次のように改める。

第32条から第39条まで 削除

附則第3項を削る。

別表第6の1の長野県社会教育委員会の項中「文化財・生涯学習課」を
「生涯学習課」に改め、同1の長野県銃砲刀剣類登録審査委員の項を削り、同表の2の県立長野図書館協議会の項及び長野県生涯学習審議会の項中

「文化財・生涯学習課」を「生涯学習課」に改め、同2の長野県立美術館協議会から長野県スポーツ推進審議会までの項を削る。

別表第7の文化財・生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務
	社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務
	社会教育専門員	社会教育に関する専門的事務

別表第7の保健厚生課の項中

「

管理栄養士	栄養指導業務
-------	--------

を

」

「

福利厚生幹	教育関係職員の厚生福利及び共済制度に関する専門的事務の総括掌理
管理栄養士	栄養指導業務

に改め、同表

」

の体育センターの項を削る。

別表第8の図書館の項中「博物館法」の次に「(昭和26年法律第285号)」を加え、同表の歴史館の項を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)
- 2 教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和32年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中「| スポーツ課 |」を「| |」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p> 第1節 本庁（第2条—第12条）</p> <p> 第2節 現地機関</p> <p> 第1款 通則（第13条）</p> <p> 第2款 教育事務所（第14条—第17条）</p> <p> (削る)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 通則（第18条）</p> <p> 第2節 総合教育センター（第19条—第21条）</p> <p> 第3節 生涯学習推進センター（第22条—第24条）</p> <p> 第4節 図書館（第25条—第27条）</p> <p> 第5節 削除</p> <p>第6節 少年自然の家（第30条—第39条）</p> <p> (削る)</p> <p> (削る)</p> <p> (削る)</p> <p> (削る)</p> <p>第7章 教育機関</p> <p> 第1節 通則（第13条）</p> <p> 第2節 現地機関</p> <p> 第1款 通則（第13条）</p> <p> 第2款 教育事務所（第14条—第17条）</p> <p> (削る)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 通則（第18条）</p> <p> 第2節 総合教育センター（第19条—第21条）</p> <p> 第3節 生涯学習推進センター（第22条—第24条）</p> <p> 第4節 図書館（第25条—第27条）</p> <p> 第5節 削除</p> <p>第6節 少年自然の家（第30条・第31条）</p> <p>第7節 美術館（第32条・第33条）</p> <p>第8節 歴史館（第33条の2—第33条の4）</p> <p>第9節 運動場（第34条・第35条）</p> <p>第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）</p> <p>第11節 武道館（第38条・第39条）</p> <p>第4章 附属機関（第40条）</p> <p>第5章 職及び職務（第41条—第43条）</p> <p>第6章 補則（第44条・第45条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p> 第1節 本庁（第2条—第12条）</p> <p> 第2節 現地機関</p> <p> 第1款 通則（第13条）</p> <p> 第2款 教育事務所（第14条—第17条）</p> <p> (削る)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 通則（第18条）</p> <p> 第2節 総合教育センター（第19条—第21条）</p> <p> 第3節 生涯学習推進センター（第22条—第24条）</p> <p> 第4節 図書館（第25条—第27条）</p> <p> 第5節 削除</p> <p>第6節 少年自然の家（第30条・第31条）</p> <p>第7節 美術館（第32条・第33条）</p> <p>第8節 歴史館（第33条の2—第33条の4）</p> <p>第9節 運動場（第34条・第35条）</p> <p>第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）</p> <p>第11節 武道館（第38条・第39条）</p> <p>第4章 附属機関（第40条）</p> <p>第5章 職及び職務（第41条—第43条）</p> <p>第6章 補則（第44条・第45条）</p> <p>附則</p>

- (課の設置)
- 第2条 事務局に次の課を置く。
- 教育政策課
 - 義務教育課
 - 高校教育課
 - 特別支援教育課
- (課の設置)
- 第2条 事務局に次の課を置く。
- 教育政策課
 - 義務教育課
 - 高校教育課
 - 特別支援教育課

改 正 案	現 行
<p>学びの改革支援課 心の支援課 <u>生涯学習課</u> 保健厚生課 (削る) (係の設置)</p> <p>第3条 前条に規定する課（生涯学習課を除く。）に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名前を定めるところによる。</p> <p>（学びの改革支援課）</p> <p>第8条 学びの改革支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項 （特別支援教育課、心の支援課及び保健厚生課）の所掌事務 に属するものを除く。）に関すること。 （2）教科書その他の教材の取扱いに関すること。 （3）教職員の研修に関すること。 （4）免許法認定講習に関すること。 （5）総合教育センターに関すること。 （6）教科用図書選定審議会の庶務に関すること。 （生涯学習課）</p> <p>第10条 生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）生涯学習に関する企画及び調整に関すること。 （2）市町村の社会教育事業の振興に関すること。 （3）青少年教育及び成人教育（スポーツ課の所掌事務に属するものを除く。）に関すること。 （4）家庭教育に関すること。 （5）公民館、図書館、その他社会教育に関する施設に関すること。 （6）視聴覚教育に関すること。 （7）社会教育関係職員の研修に関すること。 （8）社会教育主事の資格認定に関すること。 （9）社会通信教育に関すること。 (削る) (削る) (削る)</p>	<p>学びの改革支援課 心の支援課 <u>文化財・生涯学習課</u> 保健厚生課 スポーツ課 (係の設置)</p> <p>第3条 前条に規定する課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名前を定めるとところによる。</p> <p>（学びの改革支援課）</p> <p>第8条 学びの改革支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項 （特別支援教育課、心の支援課、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。）に関すること。 （2）教科書その他の教材の取扱いに関すること。 （3）教職員の研修に関すること。 （4）免許法認定講習に関すること。 （5）総合教育センターに関すること。 （6）教科用図書選定審議会の庶務に関すること。 （文化財・生涯学習課）</p> <p>第10条 文化財・生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）生涯学習の振興に関する企画及び調整に関すること。 （2）市町村の社会教育事業の振興に関すること。 （3）青少年教育及び成人教育（スポーツ課の所掌事務に属するものを除く。）に関すること。 （4）家庭教育に関すること。 （5）公民館、図書館、博物館その他社会教育に関する施設に関すること。 （6）視聴覚教育に関すること。 （7）社会教育関係職員の研修に関すること。 （8）社会教育主事の資格認定に関すること。 （9）社会通信教育に関すること。 （10）文化財に関すること。 （11）銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。 （12）芸術及び文化に関すること。</p>

改正案	現行
(10) ユネスコ活動に関すること。	(13) ユネスコ活動に關すること。
(11) 生涯学習推進センター、県立図書館及び少年自然の家に關すること。	(14) 生涯学習推進センター、県立図書館、少年自然の家及び県立歴史館に關すること。
(12) 生涯学習推進本部、社会教育委員及び生涯学習審議会の庶務に関すること。	(15) 生涯学習推進本部、社会教育委員、生涯学習審議会、文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員の庶務に關すること。 (保健厚生課)
第11条 保健厚生課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学校保健及び学校安全に關すること。 (2) 学校給食に關すること。 (3) 特別活動における保健指導に關すること。 (4) 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。 (新設)	第11条 保健厚生課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学校保健及び学校安全に關すること。 (2) 学校給食に關すること。 (3) 特別活動における保健指導に關すること。 (4) 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。
(6) 教育関係職員の保健、元気回復その他厚生福利に關すること。 (7) 教育関係職員の共済制度に關すること。	(5) 教育関係職員の保健元気回復その他厚生福利に關すること。 (6) 教育関係職員の共済制度に關すること。 (スポーツ課)
第12条 削除	第12条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) スポーツ（社会体育を含む。第17条第4項第3号において同じ。）に關すること。 (2) 学校教育に關する専門的事項のうち体育（教科における保健を含む。）に關すること。 (3) 体力づくり国民運動に關すること。 (4) 体育施設に關すること。 (5) 体育センター、県営運動場及び県立武道館に關すること。 (6) スポーツ推進審議会の庶務に關すること。 (現地機関の設置)
第13条 事務局に第2条に規定する課のほか教育事務所を置く。	第13条 事務局に第2条に規定する課のほか教育事務所を置く。 (内部組織) 第17条 教育事務所に、その事務を分掌させるため、総務課、総務課及び生涯学習課を置く。 2 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 庶務及び会計に關すること。

改正案	現行
(2) 市町村の教育委員会の組織及び運営の指導及び助言に関すること。 (3) 教育に関する法人に関すること。 (4) 調査統計及び広報に関すること。 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び市町村立特別支援学校の施設等の補助に関すること。 (6) 小学校、中学校、義務教育学校及び市町村立特別支援学校の教職員の進退及び給与に関すること。 (7) 教育職員の免許事務（小学校、中学校、義務教育学校又は市町村立特別支援学校に在職する者に係るものに限る。）に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (削る) (9) 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。 (10) 公立学校共済組合に関すること。 (11) 所内の連絡調整に関すること。 (12) 他課の所管に属さないこと。 3 (略)	(2) 市町村の教育委員会の組織及び運営の指導及び助言に関すること。 (3) 教育に関する法人に関すること。 (4) 調査統計及び広報に関すること。 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び市町村立特別支援学校の施設等の補助に関すること。 (6) 小学校、中学校、義務教育学校及び市町村立特別支援学校の教職員の進退及び給与に関すること。 (7) 教育職員の免許事務（小学校、中学校、義務教育学校又は市町村立特別支援学校に在職する者に係るものに限る。）に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (9) 文化財に関すること。 (10) 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。 (11) 公立学校共済組合に関すること。 (12) 所内の連絡調整に関すること。 (13) 他課の所管に属さないこと。 3 (略)
4 生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 生涯学習の振興に関すること。 (2) 社会教育（人権教育を含む。）に関すること。 (削る) (削る)	4 生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 生涯学習の振興に関すること。 (2) 社会教育（人権教育を含む。）に関すること。 (3) スポーツに関すること。 第17条の2 長野県体育センターは、体育・スポーツに関する専門的、技術的事項の指導、研修及び調査を行いうところとする。 (位置)
(削る) (教育機関の設置) 第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。 (1) 長野県総合教育センター条例（平成8年長野県条例第17号）による長野県総合教育センター (2) 長野県生涯学習推進センター設置条例（平成8年長野県条例第18号）による長野県生涯学習推進センター (3) 県立長野図書館条例（昭和25年長野県条例第79号）による県立長野図	(教育機関の設置) 第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。 (1) 長野県総合教育センター条例（平成8年長野県条例第17号）による長野県総合教育センター (2) 長野県生涯学習推進センター設置条例（平成8年長野県条例第18号）による長野県生涯学習推進センター (3) 県立長野図書館条例（昭和25年長野県条例第79号）による県立長野図

改正案	現行
書館	書館
(4) 長野県少年自然の家条例（昭和52年長野県条例第21号）による長野県少年自然の家	(4) 長野県少年自然の家条例（昭和52年長野県条例第21号）による長野県少年自然の家
(削る)	(削る)
(削る)	(5) 長野県立美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）による長野県立美術館
(削る)	(6) 長野県立歴史館条例（平成6年長野県条例第24号）による長野県立歴史館
(削る)	(7) 長野県當運動場条例（昭和32年長野県条例第20号）による運動場
(削る)	(8) 長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号）による長野県山岳総合センター
(削る)	(9) 長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号）による長野県立武道館
(削る)	第7節 美術館
(削る)	(業務)
第32条～第39条 削除	第32条 長野県立美術館は、長野県立美術館条例に規定するところにより、美術品を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、美術の振興を図り、もつて教育、学術及び文化の向上に寄与することを業務とするところである。
(削る)	(位置)
(削る)	第33条 長野県立美術館の位置は、長野県立美術館条例に規定するところにより、長野市である。
(削る)	第8節 歴史館
(削る)	(業務)
第33条の2	第33条の2 長野県立歴史館は、長野県立歴史館条例に規定するところにより、考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等（第33条の4第3項において「歴史的資料」と総称する。）を収集し、保存して、広く県民の利用に供し、その教養及び文化の振興に寄与することを業務とするところである。
(削る)	(位置)
(削る)	第33条の3 長野県立歴史館の位置は、長野県立歴史館条例に規定するところにより、千曲市である。
(削る)	(内部組織)
(削る)	第33条の4 長野県立歴史館に、その事務を分掌させるため、管理部及び学芸

改正案	現行
	部を置く。
2 管理部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
(1) 庶務及び会計に関すること。	
(2) 長野県立歴史館協議会の庶務に関すること。	
(3) その他学芸部の所管に属さないこと。	
3 学芸部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
(1) 歴史的資料の展示及び閲覧に関すること。	
(2) 歴史に関する各種刊行物の編集に関すること。	
(3) 考古資料の収集、整理及び保存に関すること。	
(4) 埋蔵文化財の保存処理及び保存科学に関すること。	
(5) 文献史料(歴史的価値を有する調査研究及び研修等の実施に関すること。	
(6) 文献史料(歴史的価値を有する文書その他の記録をいう。以下この項において同じ。)の収集、整理及び保存に関すること。	
(7) 文献史料に関する調査研究及び研修等の実施に関すること。	
(8) 歴史的資料(考古資料及び文献史料を除く。次号において同じ。)の収集、整理及び保存に関すること。	
(9) 歴史的資料に関する調査研究に関すること。	
(10) その他歴史に関する教育の普及、情報の収集及び利用者への提供並びに相談に関すること。	
4 学芸部に、その事務を分掌させるため、課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。	
(削る)	第9節 運動場
(削る)	(業務)
(削る)	第34条 長野県営上田野球場は、長野県営運動場条例に規定するところにより、スポーツの振興に寄与することを目的として、体育の場を提供することを業務とするところである。
(削る)	(位置)
(削る)	第35条 長野県営上田野球場の位置は、長野県営運動場条例に規定するところにより、上田市である。
(削る)	第10節 山岳総合センター
(削る)	(業務)
(削る)	第36条 長野県山岳総合センターは、長野県山岳総合センター条例に規定するところにより、山岳に関する研究及び調査並びに安全な登山に関する知識及

改正案

現行

び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動に関する事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行うことを目的として、次の各号に掲げる事務を行うところである。

- (1) 山岳に関する資料の収集及び作成並びにその活用
- (2) 登山及び山岳遭難防止に関する研究及び指導
- (3) 自然保護に関する研究及び指導
- (4) 登山講習会、スキー講習会等の開設及び登山等の指導者の養成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業に係る事務

(位置)

第37条 長野県山岳総合センターの位置は、長野県山岳総合センター条例に規定するところにより、大町市である。

(業務)

第38条 長野県立武道館は、長野県立武道館条例に規定するところにより、武道その他のスポーツの振興を図ることを業務とするところである。

(位置)

第39条 長野県立武道館の位置は、長野県立武道館条例に規定するところにより、佐久市である。

附則

3 スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国民スポーツ大会準備室を付置する。

(別表第6) (第40条関係)

1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関
名称 担任する事務 所務を行う課
(略) (略) (略)

1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関
名称 担任する事務 所務を行う課
(略) (略) (略)

1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関
名称 担任する事務 所務を行う課
長野県社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案、意見の具申及びこれらに必要な研究

改正案		現行	
	調査に関すること。		調査に関すること。
(削る)	(削る)	長野県銃砲刀銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関すること。	文化財・生涯学習課
		2 条例により設置された附属機関	2 条例により設置された附属機関
名称		担任する事務	
(略)	(略)	庶務を行う課	庶務を行う課
県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	生涯学習課	県立長野図書館協議会 県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。
長野県生涯学習審議会	長野県附屬機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	生涯学習課	長野県生涯学習審議会 長野県附屬機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。
(削る)	(削る)	長野県立美術館協議会	長野県立美術館条例第4条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第23条の規定による長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。
(削る)	(削る)	長野県文化財保護審議会	文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第38条及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。
(削る)	(削る)	長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第23条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。
(削る)	(削る)	長野県スポーツ課	長野県スポーツ課

改正案			現行		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
(略)	(別表第7) (第41条関係) 事務局に置く職及び職務			(第41条関係) 事務局に置く職及び職務	
生涯学習課 事務補	社会教育主 事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規 定する職務	文化財・生 涯学習課 事	社会教育主 事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規 定する職務
社会教育専 門員	社会教育主 事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務	社会教育主 事補	社会教育専 門員	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
(削る)	(削る)		社会教育に關する専門的事務	社会教育に關する専門的事務	
保健厚生課 事務補	福利厚生幹 事	教育関係職員の厚生福利及び共済制度に關す る専門的事務の総括掌理	保健厚生課 事務補	保健厚生課 (新設)	文化財に關する専門的事務
(略)	(略)		保健厚生課 事務補	(新設)	
(削る)	(削る)		保健厚生課 事務補	(新設)	
(削る)	(削る)		保健厚生課 事務補	(新設)	
(削る)	(削る)		保健厚生課 事務補	(新設)	
(削る)	(削る)		保健厚生課 事務補	(新設)	
次長	主任指導主	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理	
主任指導主	主任指導主	専門主事としての職務及び専門主事の事務の 審議に關すること。	主任指導主	専門主事としての職務及び専門主事の事務の 審議に關すること。	

改正案

現行

				事	総括掌理
				専門主事	体育・スポーツにに関する専門的・技術的事項の指導、調査等の事務
(削る)	(削る)	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務	主任	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
(削る)	(削る)	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
(削る)	(削る)	主任	一般的な業務を行う職務	主任	一般的な業務を行う職務
(削る)	(削る)	主任安全衛生管理者	総括安全管理者の職務遂行の補佐	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
(削る)	(削る)	衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
(別表第8) (第41条関係)		(別表第8) (第41条関係)		教育機関に置く職及び職務	
				教育機関に置く職及び職務	
左欄	中欄	右欄		左欄	右欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
図書館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督	図書館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理		副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督		課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理		係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
司書	図書館法第4条第2項に規定する職務	司書	図書館法第4条第2項に規定する職務	司書	図書館法第4条第2項に規定する職務
司書補	図書館法第4条第3項に規定する職務	司書補	図書館法第4条第3項に規定する職務	司書補	図書館法第4条第3項に規定する職務
学芸員	博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第4項に規定する職務	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
(削る)	(削る)	歴史館	館務の掌理及び所属職員の指揮監督	歴史館	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
	(削る)	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
	(削る)	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	(削る)	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	(削る)	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
	(削る)	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
	(削る)	主任文化財	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な企	主任文化財	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な企

改正案		現行	
		専門員	文化財に関する専門的事務
副主任文化財専門員	文化財専門員	専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
(削る) (削る)			
(削る) (削る)			